

令和3年8月10日

金融庁企画市場局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「ソーシャルボンドガイドライン（案）」に対する意見について

今般、標記ガイドライン（案）（令和3年7月7日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「ソーシャルボンドガイドライン（案）」に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ローン（融資）を対象に加えるか、または「ソーシャルローンガイドライン」の策定を検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討を開始した際には、LMA（Loan Market Association）のソーシャルローン原則がなかったため対象外となったと理解しているが、本年4月、同原則が公表されたこと、および日本の間接金融の現状を踏まえ、他のサステナブルファイナンスの国内ガイドラインと平仄を合わせて「ソーシャルローンガイドライン」を追加すべきであると考えられるため。
2	P18 「社会的な効果の評価」	<ul style="list-style-type: none"> ・「ソーシャルプロジェクトが、本来想定されるポジティブな社会的な効果とは別に、付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果をもたらす場合がある。『明確な社会的な効果を有するソーシャルプロジェクト』とは、そのようなネガティブな効果を考量した上でも、本来想定されるポジティブな社会的な効果が明らかに有益であると発行体が評価するプロジェクトである。」と記載されているが、ポジティブな効果とネガティブな効果の比較・評価に関して、もう少し具体的な考え方、例を示していただきたい。 ・例えば環境・社会に対してネガティブな効果がある場合に、規制の基準を満たしていれば、ネガティブな効果を抑えたことになるかなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のとおり。

No.	該当箇所	意見等	理由
3	P51 付属書2 「事業区分」の細則の例	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方創生・地域活性化」の考え方について、地域創生で雇用促進を念頭においたものだとすると、その雇用は、地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている企業や住民、つまり大きく過疎や産業の空洞化が進み、就職や雇用の維持が困難な地域でのプロジェクトと理解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば地方で行う事業であればどのようなものでも対象となり得る場合には、地方都市における新規事業なども全て対象となり得ることが想定されるため。
4	P.52 付属書2 「対象となる人々」の例	<ul style="list-style-type: none"> ・「小規模な生産者・サプライヤー」について、すべての方々が社会的弱者に該当するとは言えないため、「小規模な生産者・サプライヤー（特に、社会経済的に弱い立場にある中小企業）」とすることが適切ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のとおり。

以 上